

兵庫県公報

平成19年11月2日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

規 則

ページ

- 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（公園緑地課）…………… 1
- 兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（同）…………… 1

公布された法令のあらまし

- 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第70号）
使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成19年兵庫県条例第9号）のうち、兵庫県立三木総合防災公園の屋内テニスコートの利用料金の基準額に係る改正規定の施行期日を平成19年11月3日とすることとした。
- 兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第71号）
兵庫県立三木総合防災公園に屋内テニスコートを設置することに伴い、同施設を平日に利用する場合の利用料金の基準額を定めることとした。

規 則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年11月2日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第70号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成19年兵庫県条例第9号）附則第1項第3号に規定する規則で定める日は、平成19年11月3日とする。



兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月2日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第71号

兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県立都市公園条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第105号）の一部を次のように改正する。
別表第4の9の部球技場の款の次に次のように加える。

屋内 テニ スコ ート	全面	興行のために 利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	供用開始時刻から13時まで	228,000円
				13時から17時まで	228,000円
				17時から供用終了時刻まで	228,000円

			供用開始時刻から供用終了時刻まで	684,000円	
		専用でテニス以外に利用するとき。	供用開始時刻から13時まで	342,000円	
			13時から17時まで	342,000円	
			17時から供用終了時刻まで	342,000円	
			供用開始時刻から供用終了時刻まで	1,026,000円	
	興行のため以外に利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	1時間につき	19,000円	
			専用でテニス以外に利用するとき。	供用開始時刻から13時まで	114,000円
				13時から17時まで	114,000円
				17時から供用終了時刻まで	114,000円
			供用開始時刻から供用終了時刻まで	342,000円	
センターコート	興行のために利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	1回につき	108,000円	
		専用でテニス以外に利用するとき。	1回につき	162,000円	
	興行のため以外に利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	1時間につき	3,000円	
		専用でテニス以外に利用するとき。	1回につき	54,000円	
サブコート	興行のために利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	1面につき1回	72,000円	
		専用でテニス以外に利用するとき。	1面につき1回	108,000円	
	興行のため以外に利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	1面につき1時間	2,000円	
		専用でテニス以外に利用するとき。	1面につき1回	36,000円	

附 則

この規則は、平成19年11月3日から施行する。